

Title	官有地・御料地と無断開墾問題：富士山南麓の場合
Sub Title	State-owned land, imperial land, and unauthorized cultivation : the case of the south side of Mt. Fuji
Author	松沢, 裕作(Matsuzawa, Yusaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2016
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.109, No.1 (2016. 4) ,p.87- 112
JaLC DOI	10.14991/001.20160401-0087
Abstract	<p>本稿は、明治中期の富士山南麓地域において、官有地・御料地が無断に開墾される事例を通じて、近代日本における村落社会のあり方の一端を明らかにすることを課題とする。対象とされた事例においては、社会の流動化に伴い、地域外の労働力供給者や、入会地隣接地域の住民が、市場動向に左右されながら利得機会を求めて開墾に乗りだし、村落が近世来の入会地を共同で維持する機能は明治前期に失われていたことが明らかとなった。</p> <p>This paper aims to clarify one aspect of the rural society in modern Japan through examples of unauthorized cultivation of state-owned and imperial lands on the south side of Mt. Fuji during the middle Meiji Period. In the cases studied, it is clear that during the period, the increasing fluidity of society led to an influx of labor from neighboring regions and outside the region. This new supply of labor led to the cultivation of lands in pursuit of private profits driven by market trends. As a result, during the early Meiji Period, villages were no longer capable of jointly conserving common land-a function they had performed since early modern times.</p>
Notes	論説 挿表
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160401-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160401-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 官有地・御料地と無断開墾問題

——富士山南麓の場合——<sup>(1)</sup>

松沢裕作\*

## State-owned Land, Imperial Land, and Unauthorized Cultivation:

The Case of the South Side of Mt. Fuji

Yusaku Matsuzawa\*

**Abstract:** This paper aims to clarify one aspect of the rural society in modern Japan through examples of unauthorized cultivation of state-owned and imperial lands on the south side of Mt. Fuji during the middle Meiji Period. In the cases studied, it is clear that during the period, the increasing fluidity of society led to an influx of labor from neighboring regions and outside the region. This new supply of labor led to the cultivation of lands in pursuit of private profits driven by market trends. As a result, during the early Meiji Period, villages were no longer capable of jointly conserving common land—a function they had performed since early modern times.

**Key words:** commons, cultivation, imperial land, village

**JEL classifications:** N55

---

(1) 本稿は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「ユーラシアにおける「生態経済」の史的展開と発展戦略」による研究成果の一部である。

\* 慶應義塾大学経済学部  
Faculty of Economics, Keio University

## はじめに

本稿は、明治前期の静岡県富士山南麓地域における開墾の進展を通じて、当該期の地域社会のあり方の一端を提示することを課題とする。

あらかじめ、本稿で扱われる出来事の概要を提示しておけば以下のとおりである。富士山南麓原野は、近世には周辺数十ヶ村の入会秣場であり、肥料用採草地として利用されてきた。ところが、この原野は、明治 14 (1881) 年、地租改正に伴う官民有地区分において官有地に編入される。地元村々は民有地としての下げ戻しを求める運動を起こすが、これと並行して、法的には所有者となった政府の許可のないまま原野を開墾して農地化し、<sup>みつまな</sup>三極などの栽培を行う者が現れ、その結果入会採草地としての維持を求める人々と開墾者のあいだで対立が起きる。

こうした開墾地の存在と、住民間の対立を抱え込んだまま、明治 22 (1889) 年、富士山麓の山林・原野は皇室財産である御料地に編入される。御料地を管理する宮内省御料局は、静岡県庁から当該地を引き継いだ時点で、開墾の事実(宮内省の用語では「侵墾」)を把握することになり、その対応に苦慮することになるが、結局、明治 23 (1890) 年に、開墾地を御料局から個々の開墾者に対して貸与することで決着する。

従来、官有地・御料地の入会に関しては法制史・法社会学を中心とした研究の蓄積があり、北條浩の一連の研究にその到達点を見ることができ<sup>(2)</sup>る。これらの研究においては、官民有地区分の結果、近世段階での入会地の相当部分が官有地とされたこと、その結果、官有地・御料地での入会慣行が存続することが注目され、官・民の対立の構図が描かれる。こうした図式において、「民」の側は、近世段階の村ないし村連合が、入会権を持つ、あるいは主張する団体、すなわち入会団体として一枚岩的に描かれることになる。また、丹羽邦男は、飛騨国における官有林下戻運動を、国有土地森林原野下戻法(明治 32 (1899) 年)以前の運動、同法施行以後の同法に基づく運動、同法に基づく下戻申請却下後の行政訴訟の三局面について詳細に明らかにしているが、ここでも下戻要求はもっぱら近世来の利用慣行を守るという動機に基づくものとして理解され、地元の利害は一致しているものとして提示されてい<sup>(3)</sup>る。

一方、近代日本の村落による山林の管理についての研究に目を転じるならば、とりわけ明治初期に管理が弛緩し、山林の荒廃が起きることが指摘されている。しかし、村落が持つ資源管理機能の

---

(2) 北條浩「御料林野紛争事件の一考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 44 年度、1970 年)、『村と入会の百年史』(御茶の水書房、1978 年)、『入会の法社会学』(御茶の水書房、2000 年)。

(3) 丹羽邦男「初期の飛騨国有林下戻運動について」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 58 年度、1984 年)、「飛騨国有林下戻運動の展開」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 59 年度、1985 年)、「飛騨国有林下戻運動の結末」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 60 年度、1986 年)。

評価については意見の一致を見ていない。

長野県諏訪郡の入会地を分析した杉山伸也・山田泉は、明治期の諏訪郡における製糸業の発展が、燃料材としての薪炭需要の増大をもたらし、その結果入会山林が荒廃するという「コモンズの悲劇」が発生していたと指摘している<sup>(4)</sup>。これに対し、三俣学は、滋賀県甲賀郡の大原地区を事例として、明治初期に山林管理の弛緩があったことを認めつつも、村落による「コモンズ」としての山林管理が有効に機能してきたことを強調する。秋田県西目村の事例を扱った大鎌邦雄の研究も、「自治村落」論の立場から、行政村と大字の相互補完的な山林資源管理の実現を重視する<sup>(6)</sup>。

しかし、いずれの研究においても、明治前期における入会地管理の弛緩が指摘されていることを考えるならば、近世村落による入会地管理と近代の入会地管理とのあいだに何らかの再編の過程があったと考えなくてはならない。官民有地区分はまさに時期的にはこうした再編過程の時期と並行していたと想定されるのであり、単純に近世来の入会慣行維持を求める「民」と、それを取奪しようとする「官」という理解では不十分であることが予想される。

本稿では、開墾<sup>(7)</sup>とそれに伴う住民間の利害対立に注目することによって、当該期の地域社会が抱えていた問題の構造を明らかにし、日本の近代村落の性格をめぐる議論に若干の論点を提供することを試みたい<sup>(8)</sup>。

## 1 富士山南麓原野の官民有地区分

### (1) 近世の富士山南麓

近世の富士山南麓は、一定の標高以上の場所は森林、それ以下の場所は原野となっており、森林部分に関しては「御林」として幕府の代官の管理下に置かれ、地元では「御林守」が任命されてその管理にあっていた。一方、原野は周辺諸村の入会秣場（採草地）であり、幕府の管理外にあった<sup>(9)</sup>。「御林」での薪は「鉈切」と呼ばれ、「鉈」の大きさなどについて慣行があり、幕府権力の管理

(4) 杉山伸也・山田泉「製糸業の発展と燃料問題」（『社会経済史学』65-2, 1999年）。

(5) 三俣学「明治・大正期における地域共同体（コモンズ）の森林保全」（『森林研究』72, 2000年）。

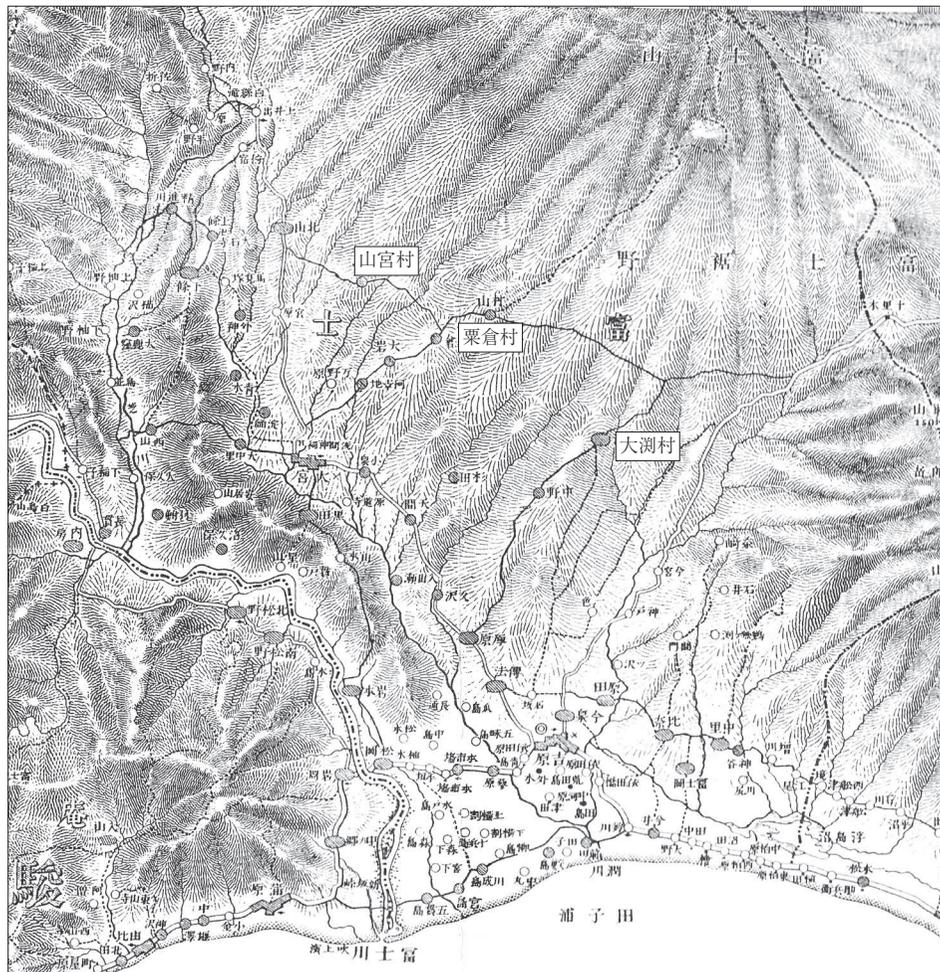
(6) 大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』（日本経済評論社, 1994年）。

(7) 近代日本における開墾に関しては、戦後開拓については一定の研究蓄積があるものの、明治期の開墾については主として士族授産や華族農場研究一環として検討されており、本稿のようなそれらと無関係の開墾への注目は乏しい。全国の開墾地を概観した研究として、椿真智子「近代日本における開拓地の地域的展開」（『地理学評論』69A-11, 1996年）がある。

(8) 本稿では開墾に着目するが、造林に着目して明治期における村落による森林管理の変容を論じた研究として、福田恵「近代日本における森林管理の形成過程」（『社会学評論』55-2, 2004年）は示唆に富む。福田は、明治後期に村落財政の要請と、植樹奨励という政府の政策が、入会地における造林という新たな森林管理を生み出す事例を論じている。

(9) 「富士山南面裾野林野秣場関係書類綴」（「島田村・吉原宿組合文書」E-1, 富士市立中央図書館所蔵）。

地図 富士山南麓地域



出典：2 万分 1 正式図（明治 20 年）。

のもと、乱伐が規制されていたことがうかがえる。<sup>(10)</sup>

入会秣場の入会村は、元来は 42 ヶ村であり、この村数は貞享 2（1685）年、修験大鏡坊を相手とする訴訟での幕府裁許を根拠とするが、その後入会村は増加した。<sup>(11)</sup> 入会地はそれぞれ地先の村名をとり、南から大淵村口、栗倉村口、山宮村口の三口に分かれていた。<sup>(12)</sup> <sup>(13)</sup> ただし、この入会地については、入会村を限定した議定や確固とした組合村組織があったわけではなく（官民有地区分に際して入

(10) 注 (9) 前掲史料。

(11) 注 (9) 前掲史料。

(12) 「大淵」「大淵」の両方の表記があるが、以下、引用を除き、合併以前の近世村を「大淵村」、合併後の行政村を「大淵村」と表記する。

(13) 「重要雑録」（宮内公文書館所蔵，13115）。

会村側はそうした書面を提出していない)、広大な原野を周辺諸村が比較的自由に利用する状況であったと思われる。入会村は山麓の村々ばかりではなく、駿河湾沿岸にまでおよぶ(地図参照)。なお、これら村々は幕領、旗本知行所が多くを占め、若干の藩領飛地を含む。いわゆる非領国地帯である。

## (2) 官民有地区分と民有地下戻運動

さて、富士山南麓原野は地租改正の進行に伴い、官民有地区分の対象となる。この際、地元村々が、近世に「御林」と呼ばれ、一定の利用規制がかけられていた森林部分については官有地となることを主張した形跡はない。一方、原野部分については、明治13(1880)年5月19日、42ヶ村が締約書を作成し(関係町村名については表1)、民有地として出願することを決定した。<sup>(14)</sup>

ところがこの直後の5月27日、大淵村は「猪防土手以南ハ一村共有地」、すなわち原野の一部は入会村の共有地ではなく大淵村一村の土地であると主張して、締約書から離脱することを宣言する。入会村々は違約であるとして大淵村に対して訴訟を起こすが、結局10月19日に済口証文が取り交わされて和解が成立し、大淵村は民有地出願に復帰することとなった。<sup>(15)</sup>

こうして、明治14(1881)年9月8日「駿河国富士郡富士山四十式ヶ村入会秣場官民有未定原由取調民有御下与願」が静岡県庁に提出され、村々は4,850町7反5畝13歩の原野を民有地とする<sup>(16)</sup>ことを出願した。提出に際して、42ヶ村に加えて新たに14ヶ村が「四拾式ヶ村部落中或は横続之村々ニ有之、年曆不詳四十二ヶ村ニ組入右秣場之内ニ而秣苺取来り」として参加している。<sup>(17)</sup>

ところが、この出願に対し、明治14(1881)年11月26日、静岡県は当該地を官有地第3種に編入する指令を発する<sup>(18)</sup>。地元では明治15(1882)年4月15日に、さらに関係町村数を増加させた68村1町1宿が「双務之証」を取り交わして民有地下戻運動を行うことを決定<sup>(19)</sup>、同年8月17日に68村1町1宿は「民有山地官有ニ御定之場所御下戻願書」を提出した。<sup>(20)</sup>

以上の経緯を見る限り、近世期に入会採草地としての利用の実態をもっていた諸村が、次第に関係範囲を拡大させながら、秣場4,850町余の民有地認定を求める運動を一致して展開していたようにも思われる。しかし、民有地認定を求める出発点で、入会地に隣接する大淵村が運動から離脱する動きを見せていたことは軽視すべきでない。

1930年に編纂された郷土史は、この時期の町村の動向について「各町村惣代は及ぶ限り、自己の村落所有を大ならしめんと欲し、区域の画定に付論争決せず、紛議益募りて其帰する所を知らず、土

(14) 注(9) 前掲史料。

(15) 注(9) 前掲史料。

(16) 注(9) 前掲史料。

(17) 注(9) 前掲史料。

(18) 注(9) 前掲史料。

(19) 注(9) 前掲史料。

(20) 注(9) 前掲史料。

表 1 富士山南麓原野関係村々一覧

近世村（（ ）内は明治初年の合併によって成立した村名）	行政村	明治 14 年 9 月 8 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 追加 14 ヶ村	
鈴川村	元吉原村			○	
今井村				○	
大野新田					
田中新田					
檜新田					
沼田新田					
西柏原新田					
中柏原新田					
東柏原新田					
今泉村	今泉村			○	
依田橋村				○	
石坂村				○	
一色村				○	
神戸村				○	
今宮村				○	
原田村	原田村			○	
三ツ沢村				○	
吉原宿	吉原町			○	
青島村	島田村		○		
外木村					
荒田島村					○
津田村					○
中川原村					
中川原新田					
田島村					
田島新田					
依田原村					○
伝法村	伝法村	○	○		
永田村			○		
瓜島村			○		
香西村			○		
香西新田					
弥生村				○	
弥生新田					
依田原新田				○	
前田村	田子浦村	○	○		
鮫島村		○	○		
田子村			○		
中丸村		○	○		
柳島村		○	○		
川成島村		○	○		

表 1 富士山麓麓原野関係村々一覧（続き）

近世村（（ ）内は明治初年の合併によって成立した村名）	行政村	明治 14 年 9 月 8 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 追加 14 ヶ村
宮島村	田子浦村	○	○	
五貫島村		○	○	
富士川新田				
宮下村	加島村	○	○	
森下村		○	○	
森嶋村		○	○	
水戸島村		○	○	
下横堀村		○	○	
上横堀村		○	○	
重兵衛村		○	○	
蓼原村（蓼原村）		○	○	
藤間村（蓼原村）		○		
高嶋村（蓼原村）				
本市場村		○	○	
五味島村			○	
本市場新田			○	
松本村		○	○	
中島村		○	○	
平垣村		○	○	
袖木村		○	○	
長通村	長通村		○	
松岡村	岩松村	○	○	
岩松村		○	○	
厚原村	鷹岡村	○	○	
久沢村		○	○	
入山瀬村		○	○	
天間村		○		
大淵村	大淵村	○	○	
中野村		○	○	
大宮町	大宮町	○	○	
大宮西町				
万野原新田			○	
阿幸地村			○	
源道寺村		○	○	
黒田村（黒田村）		○	○	
宮黒田村（黒田村）				
野中村（黒田村）		○	○	
上山本村（山本村）		○	○	
下山本村（山本村）				
貫戸村		○	○	
星山村		○	○	

表 1 富士山麓原野関係村々一覧（続き）

近世村（（ ）内は明治初年の合併によって成立した村名）	行政村	明治 14 年 9 月 8 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 願書調印町村	明治 15 年 4 月 15 日 追加 14 ヶ村
沼久保村	大宮町			
安居山村				
上小泉村（小泉村）	富士根村	○	○	
下小泉村（小泉村）				
若宮村（小泉村）		○		
杉田村（杉田村）		○	○	
杉田新田（杉田村）				
大岩村		○	○	
村山郷（村山村）			○	
神成村（村山村）				
木切山村（村山村）				
粟倉村		○	○	
山宮村		北山村	○	○
北山村				
下中里村（大中里村）	富丘村		○	
上中里村（大中里村）				
青見村（大中里村）				
淀師村			○	
宮原村				
青木村				
青木村組				
外神村				

出典：『日本歴史地名体系 第 22 巻』（平凡社，2000 年），「重要雑録」（宮内公文書館所蔵，13115）。

地の宿老其間に立入り仲裁に努むる所ありしも，論者互に我意を募りて相下らず，荏苒数年の久しきに亘り何等申請せざりしかば，明治十四年遂に官有地第三種に編入せらる<sup>(21)</sup>と記述している。民有地認定の出願，下戻運動は行われているのであるから，「何等申請せざりしかば」という記述は事実には反するが，大淵村の動きを考慮すると，入会町村の範囲も入会区域も確定していないことによる個別村の利害追求の余地があったことは事実であろう。そして，このような個別村の利害追求の背景にあったのが，開墾の進展であった。

## 2 開墾の進展

### (1) 山本長五郎（清水の次郎長）の開墾

富士山麓の開墾として，比較的良く知られているものに，清水の俠客山本長五郎（いわゆる「清水

(21) 『大宮町誌』（1930 年），313 頁。

の次郎長)による開墾事業がある。

これは大淵村口で実施されたもので、明治12(1879)年、静岡県令大迫貞清が山本長五郎に開墾許可を与えたことに根拠を持つとされる。山本は服役囚を労働力として利用することも許されたが、宅地3反、畑地7町8反4畝を開墾したところで事業は途中で挫折する。しかし、明治21(1888)年7月、開墾予定地の官有地144町8反2畝は山本に払い下げられた。<sup>(22)</sup>

この、「次郎長開墾」に関して、御料地編入の後、宮内省御料局は次のように主張している。<sup>(23)</sup>

山本長五郎ハ開墾ノ為メ前県令ヨリ歌一首ヲ賜ハリ尋テ資金ヲ借用シタリト云フト雖トモ、侵墾タルヲ免レス、是其故何ゾヤ、定式ノ指令ヲ付セザルコト一也、其開墾地即チ入会地ノ村方ヨリ依然秣場料金ヲ徴シタルコト二也、依是観之前県令カ私擅ノ処分ト謂ハサルヲ得ス

つまり、大迫貞清が山本に与えた開墾許可というのは「歌一首」(「皇国の為めにとひらけ駿河なる富士の荒野のあらぬかぎりは)と資金の貸与に過ぎず、山本の開墾は正式の開墾許可を得ないまま入会地内で開墾を行った非合法の開墾である、というのである。この時期の県庁の政策決定過程については史料を欠くが、そもそも山本が開墾に着手した明治12(1879)年の時点では官民有地の区分は確定していないのだから、宮内省の主張は正当なものといってよからう。県令と俠客の個人的な結びつきに基づき、俠客の労働力供給能力に期待した県令が開墾事業を実施させたというのが実態であったと思われる。

## (2) 大淵村および周辺諸村の動向

しかし、大淵村地先で開墾を企てていたのは、山本長五郎だけではなく地元住民も同様であった。年不詳(大区小区番号の記載があるので、明治12(1879)年以前)の大淵村・杉田村・中野村「入会場御払下開墾願」は、入会地のうちおよそ300町について「開墾いたし桑・茶・三ツ又等夫々植付丹誠仕度候ニ付、従来入会村々取札之上至急左之村々協同開墾可仕筈定決仕候、尤当御主意柄厚相弁御国益専一ニ相心得一層尽力、本租上納候様仕度奉存候間、何卒出格之以 御詮議場所御見分被成下、相当之地代価上納御払下ケ之上開墾被 仰付度、一同連印此段奉願候也」<sup>(24)</sup>と述べており、次郎長開墾の前後に地元村々によって県庁に開墾を出願する動きがあったことがわかる。明治16(1883)年、入会町村から県庁宛に提出された文書のなかの「明治十一年同郡杉田村人民試作トシテ該地之内開拓セシ時、入会町村ニ無断ナルヲ以テ該村ニ協議之上、五ヶ年ヲ期シ荒蕪ニ帰セシムルノ目的ヲ以テ将来取締之契約」<sup>(25)</sup>という記述が、この大淵・杉田・中野三ヶ村の開墾計画を指す可能性もあ

(22) 田中淳一『清水次郎長(山本長五郎)の『次郎長開墾』の歩み』(私家版、2004年)。高橋敏『清水次郎長』(岩波書店、2010年)。

(23) 「富士裾野一件後日参考書類綴」(宮内公文書館所蔵、61615)。

(24) 注(9)前掲史料。

り、少なくとも杉田村は県庁の許可も入会各村の同意も得ないまま開墾に着手したようである。

明治 16 (1883) 年 8 月には、大淵村はもはや民有地下戻運動から離脱し、山麓原野は官有地とするのが望ましいという態度を見せるにいたる。以下は大淵村から県庁に提出された願書である。<sup>(26)</sup>

再度請願候得共、御許可之レナキ以上ハ抛ロナキコトト自村ニ於ハ官庁ノ御指令ヲ遵奉シ、該原野ヲ民有地ニ編入願候主義ハ更ニ絶念致シ居候……明治十四年以後該原野ニ関シ、幸ニ紛論ノアラサリシハ完ク官有地トナリシヲ以テナリ……素ヨリ自村ニ於モ請願村ト俱ニ該原野ヲ民有地トナシ、利潤ヲ俱ニ得ンコトハ企望スル所ナレトモ、前々開陳スル如ク該地ヲ民有地トナシ、苦情ヲ需メンヨリ、寧口苦情ナキ官有地タランコトヲ願ニ若カスト村民一同ノ者確認仕居候

民有地であればその所有・利用に関して「紛論」が生じるのに対して、官有地のほうがむしろ「平穩」であるため、大淵村としては民有下戻を望まない、というのである。そして、明治 18 (1885) 年にも大淵村は開墾試作を出願している。<sup>(27)</sup>

以上の動きを総合すると、大淵村とその周辺村（秣場に近い村々）には、桑・茶・三椏栽培を目的とした開墾計画が存在し、それ以外の入会町村とのあいだで利害対立が存在したことが看取しうるであろう。これが、明治 13 (1880) 年民有出願時の大淵村離脱の背景と推測されるのである。大淵村としては、山麓原野が民有となれば、開墾を進めるために所有者となる入会町村全体との利害調整が必要となる。官有地であれば、個別に官の許可さえ得られれば開墾事業を展開することが可能である。原野に隣接し、開墾志向の大淵村と、原野から離れており、入会採草地としての利用の継続を望む町村とのあいだには、このような利害の対立が存在していたのである。

### (3) 粟倉村口における学資畑の開墾

そして、そもそも官地拝借の出願、許可という手続きを踏む以前に、実態として開墾は進展し、拡大していた。

大淵村口の北、粟倉村口では、明治 11 (1878) 年 3 月「入会秣場開墾ノ儀ニ付組合村為取換候約<sup>(28)</sup>証」が、粟倉村・村山村・大岩村・上小泉村・下小泉村のあいだで締結されている。これは、小学校の維持費を確保するため、入会地の一部を開墾させ、開墾人から各村への地代を学校費に充当するという計画であった。

しかし、開墾地は当初設定された学校費のための地区（「学資畑」と呼ばれる）を越えて拡大していく。以下は地元の関係者が後に宮内省に提出した経緯報告の一部である。

---

(25) 注 (9) 前掲史料。

(26) 「借地継年度新墾地拝借願許可書」(「旧大淵村役場文書」, 富士市立中央図書館所蔵, E-1)。

(27) 注 (9) 前掲史料。

(28) 注 (13) 前掲史料。

時世ノ経過ニ從テ人口ノ増殖スルハ敢ヘテ怪ムベキニアラズ、又茶・三椏等ノ景氣益上騰シタルヲ以テ、遂ニ申合セニ戻リ侵墾若クハ繩張地取スルモノ輩出シ、今ヤ開墾ノ功ヲ奏シタルモノ殆ド無慮五百町歩ニ至レリ、如斯情勢ナルヲ以テ、甲者地取ラスレハ乙者ハ横合ヨリ之ヲ侵墾シテ己レノ有トナシ、丙者ハ甲乙兩者ノ違約ヲ鳴ラスト云フカ如キ有様ニテ、俗ニ所謂早ヒモノ勝チナルヲ以テ、苦情百端実ニ云フベカラズ、而シテ又村ト村トノ關係ヲ云ヘバ粟倉村分開墾地ノ最モ多キトシ、村山・大岩二村之レニ次キ、小泉村最モ少キニ居ル、是ヲ以テ入会村亦各々其利害ヲ異ニスルヲ以テ、甲村ノ主張スル所ハ乙村之ヲ賛セス、乙村ノ唱フル所ハ丙村亦之ヲ翼セス、稍モスレハ議論四分五裂シテ停止スル所ヲ知ラサルモノ、如シ、遂ニ村ニ開墾村未開墾村ヲ生シ、人ニ開墾者未墾者ヲ分ツニ至レリ<sup>(29)</sup>

ここからは、開墾地をめぐる「早い者勝ち」とまで表現されるような競合が存在し、開墾者の多い村、少ない村、開墾に着手した者、着手しない者のあいだで紛争が多発したことが読み取れる。そして、この報告によれば、開墾の動機となったのは茶・三椏という商品作物の好況であった。すでに述べたとおり当該地は明治14(1881)年11月の指令以前は地盤所有権未定の入会地であり、それ以降は法律上は官有地に属している。地元村々の合意も無視し、所有者たる政府にも無断で開墾は進展したのである。そうした非合法の開墾であるがゆえの「早い者勝ち」状況であった。

事態を收拾するため、明治19(1886)年9月21日、粟倉村口4ヶ村(粟倉村、村山村、大岩村、小泉村)の総代は「規約書」<sup>(30)</sup>を締結した。これによれば、既存の開墾地約400町歩について、①1町歩につき1円ずつを開墾者から出金させる、②開墾地は粟倉村の「脱漏地」、つまり地租改正時の調査漏れの土地として県庁に出願し、開墾者に所有権を認める。③開墾者から支払われる400円は各村に100円ずつ分配する、という計画であった。実質的に既存の開墾地を4ヶ村から開墾者に売却するという解決策である。

一方、4ヶ村ではさらなる開墾地の拡大を見越した計画も立案していた。同年9月24日の4ヶ村総代連署「約定書」<sup>(31)</sup>である。これによれば、①官有の芝地600町歩のうち、300町歩は拝借を出願する。②残る300町は、既存の開墾地同様「脱漏地」として届け出る。③脱漏地の地券名義は総代4名に分配するが、総代4名から4ヶ村宛に、これは一時名義を貸すのみで、実際は4ヶ村の共有地である、と一札を入れる、とされている。つまり、600町歩のうち300町歩は採草地として官から借用し、300町歩は今後の開墾を見込んで4ヶ村共有地として所有権を確保したうえで、開墾が進展すれば開墾者に売却するという方針であった、と考えられる。

しかし、県庁はこの「脱漏地」の認定を却下したため、4ヶ村は明治21(1888)年に開墾地の払

(29) 注(13) 前掲史料。

(30) 注(13) 前掲史料。

(31) 注(13) 前掲史料。

い下げを求める方針に転換する<sup>(32)</sup>。ところが払い下げ方針は、払い下げを受ける名義人は村々の共有地としてなのか、開墾者個々なのかをめぐって紛糾し、結局、当初学校費用のために設定された学資畑については、開墾者が村々に1反歩につき1円20銭、それ以外の開墾地（「新畑芝地」）については1反歩につき1円80銭を村々に支払い、個別に払い下げを出願することになる<sup>(33)</sup>。開墾地の拡大は開墾者と非開墾者の利害対立を村々の内部に発生させたのである。

#### (4) 開墾地の拡大と県庁の対応

このように、大淵村口でも粟倉村口でも開墾地は拡大した（山宮村口については着手の時期や拡大の経緯は未詳であるが開墾地が存在したことは各種史料から明らかである）。

こうした開墾地の状況について、御料地編入後、明治22（1889）年11月14日御料局静岡支庁佐野出張所長・御料局属吉田敬一・同村山分担区員御料局技手補松原圭司から御料局静岡支庁長御料局理事桑名茂三郎宛上申書<sup>(34)</sup>は次のように述べている。

明治十二年頃ヨリ彼ノ三椏ノ需用漸ク販路ヲ世上ニ開ヒテヨリ、村民競テ無願該原野ヲ開拓シ、今ヤ其成墾反別ハ殆ント五千余町歩ニシテ、年歳穫ル処ノ三椏ハ其産額実ニ壺万駄ヲ下ラス、其他桑茶穀米等ヨリ得ル処ノモノヲ通算スルトキハ年収金五万円余ノ巨額ナリトス、然ルニ原野ハ尚ホ日ヲ逐フテ新墾スルノ嚮向アリ、已ニ昨廿一年其筋ノ調査ニ拠ルトキハ、移住小屋（即開墾小屋）ナルモノ、如キ其数七百五拾余戸ニシテ、已ニ一小部落ヲ造成シタルノ箇所アリ、…（中略）…旧入会村民中開墾人ト非開墾人トノ間ニ一條ノ葛藤ヲ生シ、其結局ヤ耕地（開墾地ヲ云フ）ヲ蹂躪シ小屋ニ放火スル等実ニ其狼藉比スルニモノナリ

すなわち、三椏の好況を背景に富士山南麓原野で5,000町歩もの開墾が行われ、移住小屋が七百五十数軒建設されている。これに対して入会採草地としての利用を求める住民は反発し、移住小屋の放火にまで発展したというのである。

この移住小屋焼打ち事件については、1930年の郷土史には「加島一円の農民数百人各得物を携へ現場に馳せ、將に以て開墾者全部を襲撃せんと企てたるも、侵墾者予て之を探知し其未だ至らざるに先ち、荷担逃避たれば幸に事なきを得たるも、開墾小屋は彼等の焼棄する所となり<sup>(35)</sup>」とあり、襲撃者は「加島一円」、すなわち秣場から離れた平野部の村々であつたらしい。年代は未詳であるが、近年の郷土史は明治20（1887）年の事件と記載している<sup>(36)</sup>。

---

(32) 注(13) 前掲史料。

(33) 注(13) 前掲史料。

(34) 注(13) 前掲史料。

(35) 注(21) 前掲書、p.330。

(36) 大淵郷土史研究会『ふるさと大淵』（2015年）、p.351。

さて、こうした開墾地の拡大と利害対立の激化に対して静岡県庁はどのような対応を取ったであろうか。この際興味深いのは、明治 15 (1882) 年 9 月 2 日、民有地としての下げ戻し運動のなかで行われた、人民惣代と静岡県令大迫貞清の面会の記録である。<sup>(37)</sup>

垂問 (大迫県令——引用者、以下同じ) 該地民有ニ販スル時ハ他日ノ目的如何

上陳 (人民惣代——引用者、以下同じ) 今日ノ民情秣場所所有權ヲ切望スルニ止ル而已

垂示 秣刈取ヲ永遠二期ル如キハ該地一小部分ニテ足りナン… (中略) …広く開墾アランコト  
コソアラマホシ

上陳 前陳ノ民情ハ実ニ各村固有之現状ニシテ、秣場寸尺ノ地ヲ失スルモ組合村ニ不問ニ付セス、只管該地ノ減縮セサルヨウ保護スルヲ主トス、併シ民有ニ販シタル上ハ徐ニ村落ニ説キ殖産ノ良策ヲ得ルモノト信ス、顧フニ該地ハ葡萄栽植ニ適スルノ評アルヲ以テ昨年来試植培養ス、果シテ相当ノ収穫ヲミル時ハ他年偉業ヲ開クノ幸ヒアラントス

応示 (大迫県令—引用者) 然リ、葡萄ニ適スル説屢々聞ク処ナリ、就テハ該地ノ原由ヲ夫々ヨリ照会スルモノアリ、其都度々々断然回答シ過キタリキ、各氏殖産ノ良方ニ尽力アランコトヲ請

上陳 稍志ヲ勸農ニ有スルモノ或ハ今日ノ時勢ヲ視察スルモノニアリテハ農工業ヲ勉メサルヘカラサルヲ了ス、故ニ該地ノ如キモ徐々ニ誘導スル時ハ必ス其目的ヲ達スヘシ

県令は、山麓原野が民有地となった場合の見通しを惣代に問うている。惣代側が、従来どおり採草地としての利用を継続すると述べたのに対して、県令は、採草地であれば山麓原野全体が必要とは思われないとして、むしろ積極的な開墾を勧めているのである。

次郎長開墾の一件から考えても大迫県令が富士山麓原野における開墾の事実を知らなかったことはありえない。また惣代側も当然無断開墾の進展を承知していたはずである。このやり取りは県令としては開墾の進展に積極的な評価を与え、事実として進展しつつある官有地の無断開墾を追認する姿勢を、暗に地元に対して示したものといえよう。

大淵村口では、明治 19 (1886) 年に、19 年度、20 年度の官有地貸与が許可される。明治 21 (1888) 年には継続借用が出願されるが、県はこの際、借地代金が不相当に安価であるとして却下した。県はこの借地は採草地ではなく農地であるとみなし、「畑地相当ノ料金ヲ付シ出願スヘキ旨」<sup>(38)</sup>、指令したのである。

採草については、おなじく明治 21 (1888) 年に入会地全体に対する秣払い下げが出願された。しかし、入会村々と開墾者のあいだで協議が整わず、再出願がなされるも図面不分明で不許可となり、

---

(37) 注 (9) 前掲史料。

(38) 注 (13) 前掲史料。

そのまま翌明治 22（1889）年の御料地編入を迎えることになる。<sup>(39)</sup>

県庁は、官有地における無断開墾地の存在に対して、以下の明治 20（1887）年 4 月 22 日付農商務省・内務省訓令<sup>(40)</sup>に準拠することができると考えていたようである。

客年二月十九日秘第一九四号ヲ以テ民有ノ確証アル土地地租改正ノ際誤テ脱漏セシモノ山林ヲ除クノ外当分ノ内府県限処分委任候旨及訓示置候処、右山林式反歩以下ノ者モ同様県限り処分委任ス、且又無願官地ヲ使用スル者アラハ、今回ニ限り特別ヲ以テ不問ニ付スヘキニ付、脱漏隠蔽等無之様十分調査ヲ遂ケ、其使用地ハ山林及官ニ於テ差支アル者ヲ除キ、比隣相当代価ヲ以テ其県限り払下処分ヲ為シ施行済届出ラルヘシ

これは明治 18（1885）年に開始された一筆ごとの土地の調査、いわゆる「地押調査」<sup>(41)</sup>にかかわって出されたもので、「地押調査」で発見された「無願官地ヲ使用スル者」については、「山林及官ニ於テ差支アル者」を除いて、今回限り「不問ニ付」し、相当の代価で県の判断により払い下げを実施せよ、と述べている。後述するとおり富士山麓原野はこの場合、「山林」ではなく「原野」に含まれていたため、「無願」の使用も不問に付しうる、というのが県の判断であった。しかし、明治 22（1889）年の御料地編入後、宮内省はこれとは異なった判断を示すことになる。

### 3 御料地編入と開墾地

#### (1) 県庁と宮内省の交渉

官民有地の区分後、官有地とされた山林・原野は各府県庁の管理にゆだねられていたが、明治 12（1879）年に内務省に山林局が設置され（明治 14（1881）年農商務省設置とともに農商務省移管）、その地方出先機関が整備されるとともに山林局の直轄に移されてゆくこととなった。<sup>(42)</sup>直轄化は明治 30（1897）年末まで全国で順次進められるが、静岡県の直轄化の時期は早く、明治 12（1879）年、静岡県の官林は山林局の直接管理下に入り、静岡県庁の管理から静岡大林区署の管理に移された。<sup>(43)</sup>ただし、ここで移管されたのはすでに述べたように、近世に「御林」と呼ばれ、官民有地区分の際にも官有であることが争われなかった森林部分のみであり、本稿で扱ってきた地区は、「原野」として引き続き静岡県庁の管理下にとどまった。

(39) 注（13）前掲史料。

(40) 注（13）前掲史料。

(41) 地押調査については、奥田晴樹『明治国家と近代的土地所有』（同成社、2007年）、矢野健太郎「土地丈量からみる近世・近代の土地把握」（荒武賢一朗・太田光俊・木下光生編『日本史学のフロンティア 2』、法政大学出版局、2015年）。

(42) 西尾隆『日本森林行政史の研究』（東京大学出版会、1988年）。

(43) 松波秀実『明治林業史要』（大日本山林会、1919年）。

明治 20 (1887) 年 2 月 28 日、静岡大林区署は静岡県庁に対し、防火のため、この原野を山林に編入して大林区署の管轄下に置き、除草を実施したいと照会した。これに対し県庁は回答を遷延させ、ようやく同年 12 月 27 日になって、該地は周辺 100 ヶ村以上の採草地であるうえ、開墾地が存在し、今後の方針を検討中であると回答した。<sup>(44)</sup> 林野行政当局の側は山林と原野の一体管理を望んでいたが<sup>(45)</sup>、当該地をめぐる利害対立が収束していない状況下で、県庁は林政当局への引き渡しは困難と判断したのである。

しかし、こうした県庁の態度は、翌年の御料地編入に際しては取りえないものであった。明治 22 (1889) 年 8 月 30 日、内務大臣・農商務大臣から静岡県知事に対し、静岡県内の禁伐官林反別約 1,096 町 4 反 4 畝 29 歩、官有山林原野反別約 2 万 6,303 町 2 反 7 畝 4 歩を皇宮地付属地に編入する訓令が発せられる。<sup>(46)</sup> この中には山林のみでなく、開墾が進展中の原野も含まれていた。県庁は引き継ぎに際して、これら新たに設定された御料地内には「侵墾地ニシテ払下出願中」のものが 2,640 町 3 反 9 畝 29 歩、「侵墾地ニシテ貸下出願中」のものが 2,230 町 6 反 1 畝 20 歩<sup>(47)</sup> 含まれている、と報告している。

## (2) 地元の動向と行政訴訟

この御料地編入と同時期に、地元の秩序も大きく変化する。明治 22 (1889) 年 4 月に町村制が施行され、入会地関係の宿町村は 14 町村・1 町村組合 (吉原町・島田村組合) に合併されたのである (表 1 参照)。

行政町村の編成後、新町村長たちは、御料局に対して、行政町村単位での貸与を目指して運動を開始する。明治 22 (1889) 年 10 月 5 日、伝法村長望月須十郎・同富士根村長田熊永錫は御料局静岡支庁へ村への貸与を内申して<sup>(48)</sup> おり、さらに 10 月 15 日には、13 町村長が静岡支庁へ 5,065 町 9 反 8 畝 17 歩の貸与願を提出している。<sup>(49)</sup> この貸与願において、貸与地で植林や三椏栽培を行うことが町村基本財産の充実に資し、「自治体ノ基ヲ開キ地方制度ノ実ヲ挙ケ」と述べられていることは、町村制施行以後、この問題に町村基本財産造成という新たな論理がかかわってくることを示しているだろう。

---

(44) 注 (13) 前掲史料。

(45) 明治 21 年 2 月 8 日に各大林区署長一同から黒田清隆農商務大臣に提出された「山林整理之義ニ付建議」(「上書建白」, 東京大学史料編纂所蔵, 4175-56) では、皇室財産設定に備えて森林と原野を一括して管理することが主張されており、この静岡県知事宛照会はこうした林政当局の方針を反映したものであったとみられる。なお、当該建議を所収する「上書建白」と題された史料は、元来は宮内省関係の公文書であったとみられ、御料地関係の上申書類を含む。

(46) 注 (13) 前掲史料。

(47) 注 (13) 前掲史料。

(48) 注 (13) 前掲史料。

(49) 注 (13) 前掲史料。

しかし、行政町村を主体として御料局から貸与を受けるという方針で地元が一致していたわけではない。開墾者にとって、当該原野の行政町村への貸与は、採草地としての利用を希望する住民を含めた地域全体の管理下に入ることを意味し、開墾地利用への制約が高まることが予測される。貸与にせよ払い下げにせよ、開墾地の利用は個々の開墾者に認められることが望ましいことには変わりはない。明治 22（1889）年 12 月に大淵村・伝法村・鷹岡村・吉原町・島田村・大宮町のうち山本・貫戸、富士根村のうち下小泉東西組・杉田、原田村、今泉村、加嶋村、田子浦村、岩松村、元吉原村のうち今井・鈴川の各町村秣場委員と総代人は、各町村長の立会いのもと以下のような「契約書<sup>(50)</sup>」を締結している。

富士郡大淵村地先御料地元入会秣場三千三拾六町五反六畝九歩ノ内、開墾ニ係ル分今回廻分方其筋々情願スヘキニ付テハ、入会秣場関係町村ト開墾人トノ間ニ熟議ヲ遂ケ左ノ条件ヲ契約ス  
第壹条 元秣場関係町村ハ、明治廿二年十二月中開墾人ノ出願ニ係ル開墾地大略千貳百町歩ニ関シ、其出願ヲ諾ス

第貳条 開墾人ハ元秣場関係町村ニ於テ前条ノ出願ヲ諾スルヲ以テ開墾地反別ヲ千貳百町歩ト仮定シ、示談金千貳百円ヲ元入会秣場関係町村ニ差出スヘシ

但開墾反別確定シ、本条仮定反別ニ対シ増加スルトキハ、反金拾銭ノ割合ヲ以テ其額ヲ進メ、反別減少スルトキハ同率ヲ以テ其額ヲ減ス

第三条 前条示談金差出方ハ開墾人総代ニ於テ連帯負担シ、受渡期限ヲ定ムル左ノ如シ

一金貳百円也 明治廿二年十二月廿二日限り

一金壹千円也 明治廿三年二月廿日限り

第四条 第貳条但書ニ依リ増減シタル金額ハ反別確定ノ日ヨリ十日以内ニ於テ受渡スヘキモノトス

但明治廿三年二月廿日以前ニ反別確定シタルトキハ壹千円授渡ノ日ニ於レ之ヲ決行スルモノトス

第五条 開墾地廻分相成ラサルトキハ前条契約ハ総テ無効タルヘシ

右契約ハ双方異議ナキヲ以テ元入会町村秣場委員・開墾人惣代及関係町村長立会記名調印スルモノ也

つまり、①開墾者は御料局に対し個別に払い下げを出願する、②開墾者は入会関係町村に対し、1 町あたり 1 円、計 1,200 円を示談金として支払う、③示談金は開墾総代人が連帯して支払う、という内容で、開墾者、採草地利用者、町村長が合意を形成した、というものである。

10 月の各町村長連名の貸与願と、12 月「契約書」の関係であるが、「契約書」で言及されている

---

(50) 注 (13) 前掲史料。

面積が、入会秣場 3,365 町余のうち、開墾地約 1,200 町となっていることから、おそらく 10 月の貸与願ではこの 1,200 町を除いた部分を行政町村名義で借用し、既存の開墾地約 1,200 町に関して開墾人の払い下げ出願を認めるという線での合意であったものと思われる。

県庁はこの方針を支持し、明治 23 (1890) 年 1 月 23 日、静岡県知事時任為基は、宮内大臣土方久元に対し、「御料地ノ内開墾地払下ノ義伺」を提出し、地元での合意形成を受けて、開墾者への個別払い下げを実施することを宮内省に伺い出た。<sup>(51)</sup>

ところが、宮内省御料局は払い下げに強く反対した。作成者・年月日不明の「侵墾地払下之駁議」(「御料局静岡支庁」罫紙を利用しているので、静岡支庁で作成されたものと考えられる)は、1 月 23 日の静岡県知事の伺に対し逐条的に反論を加えたうえで、「侵墾地ハ何ソ独り富士裾野ニ限ラン、当管下七州ノ御料原野ニシテ蓋侵墾之跡ナキモノハアラス」<sup>(52)</sup>として、この事例が他の御料地におよぼす影響を警戒している。<sup>(53)</sup>

末端の御料局官吏の反発はさらに強かった。知事の伺に先立つ明治 22 (1889) 年 12 月 14 日、御料局静岡支庁佐野出張所長・御料局属吉田敬一・同村山分担区員御料局技手補松原圭司から御料局静岡支庁長御料局理事桑名茂三郎に提出された「富士山御料原野侵墾者処分方之義ニ付上陳」<sup>(54)</sup>は、一村連帯での借地となすべきことを主張しており、明治 23 (1890) 年 1 月 20 日の御料局技手補松原圭司から御料局静岡支庁長御料局理事桑名茂三郎宛「小吏分担区ニ属スル富士裾野原野不当処分之義ニ付建議」<sup>(55)</sup>では、本来地元住民のあいだには貸与を願う声が強かったのに対し、払い下げ願が提出されたのは県知事に誘導によるものであるとして、県知事は「独り人望ノミヲ得ンコトヲ希望シ、有テ無キカ如ク御料局ヲ軽蔑」と知事を非難している。松原の語気は次のごとく激しい。

地租改正後ノ分ハ律ニ問フトアルニモ拘ハラズ、又侵墾地ヲ払下候ハ、此末モ又払下ニ相成候事ト誤想シ、残地ヲ侵墾スルニ相違無之、然ラハ法律ハ徒法ナレハ固ヨリ無キニ如カサル也、然ルニ県知事ハ己レ之人望ノミヲ計リ、御料局ノ不幸ニ陥ルコトヲ顧ミサルハ、帝室ニ対シ穩カナラサル所為ニシテ、我輩小吏ト雖トモ、飽マテ不当ヲ鳴ラシ、帝室ニ対スル不徳義ヲ公論セサルヲ得サル義ト歎息罷在候

明治 23 (1890) 年 2 月 1 日にも松原は「小吏分担区ニ属スル富士裾野原野不当処分之義ニ付再

---

(51) 注 (13) 前掲史料。

(52) 注 (23) 前掲史料。

(53) 池田さなえ「品川弥二郎と御料地」(『信濃』67-7, 2015 年)は、この時期の御料局静岡支庁長・桑名茂三郎は、殖産興業政策の一環としての皇室財産運営を重視する前御料局長品川弥二郎の政策を継承する「品川派」の一員であったと位置づけているが、本稿で扱った事件とこうした御料局内での路線対立の関係については本稿では論じることができなかった。

(54) 注 (13) 前掲史料。

(55) 注 (13) 前掲史料。

<sup>(56)</sup>申」を提出し、「帝室ノ財源ヲ涸ラスモ寧ロ民望ヲ是企凶シタル不忠不義ノ所為」「知事カ旧入会村中開墾人ト非開墾人トノ間ニ立入り、此事ヲ周旋シ双方ニ民望ヲ博シ臆断払下ノ事ヲ勧告シタルモノ」と、県知事の「不忠不義」を話<sup>カ</sup>っている。

御料地編入を契機に、地元では入会採草地利用者と開墾者のあいだで、示談金を支払い、一部を行政町村単位で借用し、一部を開墾人が個別に払い下げを受けるという方針での合意が成立したものの、無断開墾地の払い下げが前例化することを恐れた宮内省側の反発は強く、借地・払い下げのいずれも実現することはなかったのである。

この後の地元の動向ははっきりしないが、大宮町長他 12ヶ町村長、北山村長他 1町3ヶ町村長は静岡県知事を相手取り、官有地編入処分の取り消しを請求する行政訴訟に踏み切り、明治 24 (1891) 年 5 月 19 日に行政裁判所で原告敗訴の判決を受けている。<sup>(57)</sup>この行政訴訟前後に、宮内省側は、代言人の鳩山和夫、角田真平の指<sup>(58)</sup>嚇や、「有爵者某（蓋鷲尾伯爵ナランカ）ニ附随セル不良徒」の策謀<sup>(59)</sup>があったとするが、真偽は不明である。

### (3) 個別貸与と開墾地の状況

地元の動向が再び史料上現れるのは行政訴訟の判決前後からである。明治 24 (1891) 年 3 月 24 日、判決に先立ち、開墾地総代と入会町村の間で再び契約が取り交わされ、行政訴訟に勝訴した場合は、秣場は各町村、開墾地は開墾人に所有権を帰属させること、明治 22 (1889) 年 12 月 12 日の「契約書」に基づく示談金は支払うこと、を確認している。<sup>(60)</sup>

行政訴訟敗訴の結果、町村、開墾人とも払い下げを受ける可能性は消滅した。結局、御料地内の開墾地については、明治 25 (1892) 年、1,251 町 9 畝 3 歩について、開墾人が個別に御料局から貸与（明治 23 (1890) 年を始期として 15 年期限）を受け<sup>(61)</sup>ることで決着した。

さて、これまで開墾の進展、採草地としての利用を望む住民と開墾人の対立について述べてきたが、そもそもこの開墾人たちはどのような人々であり、開墾地はどのような空間であったのだろうか。その詳細を明らかにすることは困難だが、明治 25 (1892) 年の一応の決着以後の推移から、開墾地の様相を断片的に知ることができる。

昭和 13 (1938) 年に刊行された『静岡県富士郡大淵村地籍御料地沿革誌』は、開墾者の借地実現以降の状況を以下のように記している。<sup>(62)</sup>

(56) 注 (13) 前掲史料。

(57) 『行政裁判所判決録』（東京法学院，1895 年）。

(58) 注 (13) 前掲史料。

(59) 注 (23) 前掲史料。

(60) 『静岡県富士郡大淵村地籍御料地沿革誌』（1938 年）。

(61) 注 (60) 前掲書。

(62) 注 (60) 前掲書。

開墾事業追々発展シ、開墾地内へ居住スルモノ増加シ、重ニ三椏ヲ栽培セシニ、明治二十五年頃ニ至リ三椏ニ黴菌発生、大ニ枯死スルヲ以テ、農商務省専門技師ノ派出ヲ請願シ、堀正太郎氏出張セラレ、実地ノ状態ヲ調査研究セラレタルモ、枯死止マズ、産桑経営ノ方向ヲ失ヒ、養蚕業ヲ以テ三椏ニ替ント意志一変シ、松永技師ノ御出張ヲ請願シ、調査ノ結果蚕業見込アル旨御指示ニ依リ殖桑スルト雖モ、大町歩ノ事故不毛ノ地ニ化スルヲ遺憾トシ、明治二十七年頃ヨリ杉檜等ノ植樹ヲ試ミシニ、成績良好ナルヲ以テ追々増殖スルニ至レリ

然ルニ居住者追々増加シ子弟ノ教育ニ困難ヲ感ジ、後藤政藏ノ所有ノ家屋ニテ寺子屋式ノ教育セシモ、子弟モ追々増加セルヲ以テ、明治三十七年ニ開墾居住者ヨリ反別五町歩ノ山林ヲ仕立テ、之レヲ大淵村へ提供シ、校舎ノ建築ヲ乞ヒ、大淵学校分教場トシテ教育ヲナセリ、明治二十三年四月開墾者ヨリ其筋へ請願シ、大淵村へ巡査派出所ヲ設置セラレ、建築費及諸雑費ヲ開墾者負担セリ

ここから読み取れることは、①これまで開墾地の主作物であった三椏は、明治 25 (1892) 年の借地実現後に病気により枯死したこと、②以後養蚕と植林が主要事業となったこと、③居住者が増加し、当初は「寺子屋」程度の教育機関しかなかったが、明治 37 (1904) 年に小学校が設立されたことが知られる。ここから、開墾地には単に耕地が存在しただけではなく、居住者があり、小学校を必要とするだけの居住者集団が形成されていたことが看取される。

明治 23 (1890) 年を始期として 15 年期限で認められた開墾地の借地は、明治 37 (1904) 年末に期限満了を迎える。この段階で、開墾地はさらに採草地内に拡大しており、700 余町の開墾地の増大があった。そこで開墾者側から 1,000 円を再び町村側に提供することによって、町村側は借地出願を承認したが、皇室林野局は「村法人又ハ組合ニアラザレハ貸付セザル旨」指示した。そのため、「開墾者七百五十余人ヲ地形ノ都合ニ依リ十六部落ニ分割、各部落ニ総代人ヲ定メ、借地願書ヲ提出シ、同四十二年十二月ニ至リ静岡支庁ヨリ御許可ヲ得タリ<sup>(63)</sup>」と、おなじ『沿革誌』は伝える。すなわち、開墾地住民はこの段階まで独立した「部落」を形成していなかったが、皇室林野局側が「村法人又は組合」を借地の主体とする条件を付したため、16 の「部落」を形成して借地主体となったのである。この 16 部落の状況を表 2 に示した。部落名には「伝法」「大宮」「鷹岡」「富士根」など、大淵村外の行政村名が見られ、これらは当該地が、その名称を持つ隣接行政村からの入植・移住者によって形成されていたことを示唆する。

表 3 は大淵村と周辺町村の人口・戸数変化を比較したものである。明治 37 (1904) 年に、大淵村の人口・戸数が、近隣町村に比して突然増加しはじめること、また現住人口が本籍人口を上回りはじめることが目を惹く。上述の経緯を踏まえるならば、明治 37 年末の借地期限満了を前に、これまで他町村に籍がありながら、寄留手続きもせず開墾地に居住していた者が、貸与の権利を受ける

(63) 注 (60) 前掲書。

表2 明治40年の開墾地16部落

部落名	畑反別	山林反別	小屋敷反別	合計反別	総代人
伝法	43.607	227.705	0.229	271.611	望月健治 栢森実
大宮	31.901	1,031.202	0.704	1,063.807	遠藤弥三郎 佐藤昇平
丸火東	135.819	80.008	2.707	218.604	渡井新七 井出儀太郎
鷹岡	186.016	634.711	0.036	821.125	西村和吉 杉山永太郎
富士根	1,240.214	1,730.722	4.025	2,975.101	渡辺与四郎 石川政太郎 渡辺幸次郎 稲葉平作
瀬坂	823.825	808.724	15.612	1,648.301	渡辺新作 三科栄作 稲葉重松
今泉	264.707	365.016		629.713	広瀬増治郎 太田銑十郎 渡辺権右衛門
今宮	252.114	92.314		344.428	鈴木弥十吉 川口金十郎
吉原	146.928	1,111.417	5.918	1,264.403	川島芳作 山崎大吉
北垣外	366.52	302.412	1.718	670.73	勝亦清内 小山茂官 秋山広吉
穴ヶ原	173.415	338.502		511.917	加藤衛作 金森代次郎
曾比奈	778.419	918.524	2.711	1,699.724	小野鉄彦 岩間茂作 稲垣万太郎 服部森蔵
岩倉	548.319	2,637.911	11.004	3,197.304	後藤政蔵 井出浅吉
落合	322.12	134.7		456.82	加藤孫次郎 木ノ内福太郎
大久保	225.808	159.509	3.808	389.125	鈴木平作 後藤文平 加藤兼吉
大淵中野	1,369.806	2,088.124	2.92	3,460.91	小山広三郎 小山重次郎 藤田貞三郎 佐野仙太郎 稲垣金十 加藤貞三郎 加藤熊太郎 秋山五三九 鈴木金作 渡辺平四郎 秋山広三郎 小山丑蔵

出典：『静岡県富士郡大淵村地籍御料地沿革誌』。

ため大淵村に転籍ないし寄留の手続きをとった可能性があるろう。

以上のように、少なくとも明治30年代には、開墾地は単に土地だけが開墾されたわけではなく、人が居住し、生活の共同性を有する空間となっていたことが明らかであるが、そこに居住したのはどのような人々であっただろうか。

上述の小学校設立でも中心的な役割を果たした後藤政蔵は、嘉永3（1850）年2月11日に中野村後藤善八の四男として生まれた人物である。一時神戸村の天野家の養子となるが、9歳のとき実家に戻る。20歳のとき、商人としての修業を積むために横浜に出て、茶問屋駿河屋茂兵衛方で3ヶ年を過ごした。明治13（1880）年頃より開墾に従事し、明治28（1895）年開墾地内に移住したとい<sup>(64)</sup>う。開墾地では、次男・三男が富士山麓の原野を開墾し、一軒の家を持つことを「アラジンショウ」（新身上）と呼んだという聞き取りの記録があり<sup>(65)</sup>、後藤政蔵の場合は近隣住民の分家によって開墾地に新たな家が形成されるパターンであったと考えられる。

一方、後藤同様、開墾の中心人物の一人であった渡辺新作という人物については、「二十有余名の人を引き連れて寄坂に移り住み、明治中頃より開墾を始めた<sup>(66)</sup>」と伝えられ、もともと地元村方に居

(64) 注(36) 前掲書、p.353。

(65) 中山正典『富士山は里山である』（農山漁村文化協会、2013年）、p.80。

(66) 注(36) 前掲書、p.354。

表3 大淵村と周辺町村の戸数・人口推移（明治34～41年）

(単位：戸・人)

	現住戸数	現住人口 (a)	本籍人口 (b)	a-b
大淵村				
明治34年	426	2,545		
35年	426	2,578	2,584	-6
36年	426	2,655	2,660	-5
37年	444	2,736	2,708	28
38年	445	2,770	2,719	51
39年	514	2,894	2,793	101
40年	514	2,956	2,831	125
41年	517	3,049	2,886	163
鷹岡村				
明治34年	967	5,085		
35年	970	5,115	4,815	300
36年	983	5,369	4,938	431
37年	1,003	5,524	5,092	432
38年	1,006	5,596	5,197	399
39年	1,008	5,676	5,295	381
40年	1,031	5,705	5,426	279
41年	1,050	5,770	5,569	201
富士根村				
明治34年	898	5,222		
35年	903	5,343	5,208	135
36年	881	5,487	5,348	139
37年	839	5,517	5,480	37
38年	874	5,701	5,561	140
39年	877	5,786	5,610	176
40年	918	5,730	6,018	-288
41年	917	6,216	5,912	304
伝法村				
明治34年	563	3,381		
35年	696	3,402	3,252	150
36年	565	3,489	3,335	154
37年	590	3,503	3,440	63
38年	594	3,593	3,476	117
39年	601	3,518	3,535	-17
40年	621	3,563	3,584	-21
41年	620	3,634	3,631	3
大宮町				
明治34年	2,040	11,609		
35年	2,012	12,115	10,639	1,476
36年	2,013	12,956	10,725	2,231
37年	2,026	13,043	10,930	2,113
38年	2,049	13,196	11,016	2,180
39年	2,054	13,355	11,224	2,131
40年	2,051	13,472	11,345	2,127
41年	2,054	13,626	11,325	2,301

出典：各年度『静岡県統計書』。

住していたわけではない者が開墾の担い手を率いて移住するパターンであったと考えられる。

後者のケースについて注目されるのは、開墾地をめぐる紛議が続いている段階で、宮内省御料局の現地官吏が、開墾地の「総代人」の存在について注意を促している点である。さきにも触れた明治22（1889）年11月の御料局属・技手から静岡支庁長宛上申書のなかにつきのような一節がある<sup>(67)</sup>。

去明治九年已降各地主総代ナルモノヲ撰撰シ、該開墾地ニ関スル総テノ休戚ヲ彼等ニ一任シ来リタル処、矇昧ノ開墾人等却テ右総代ナルモノ、為苛虐ヲ受ケ、不当重費ヲ賦課セラル、ノ余、遂ニ民心激動是非ヲ法廷ニ訴へ、今尚其落着ヲ観ル能ハサルモノ、如ク、…（中略）…然ルニ今回一令ノ下該原野ハ悉皆御料地ニ編入セラレタルニヨリ…（中略）…右ヲ機会トシ元地主総代ナルモノ等窃ニ同盟シ、自己ノ名義ヲ以テ借地ノ許可ヲ得、粒々寒暑ヲ厭ハス、風雨ニ梳リ漸ク開キタルノ耕地ヲシテ之ヲ壟断シ、拱手重税ヲ貪ラントスルノ奸徒アリ、不幸ニシテ若シ右等ノ徒ヘ之ヲ貸下クルトキハ、地主等ノ苛虐小作人等ノ惨状、彼ノ英国ノ愛国（アイルランドー引用者）小作人ニ於ケルモ畜ナラサルヤ必セリ、故ヲ以テ開墾人等ハ元地主総代等ト全ク其關係ヲ断チ、今回更ニ一村結合借地願書ヲ提出セントスルノ準備アルモノ、如シ、蓋シ該原野ノ処分方ハ根付村民等ノ利害ニ一夫大關係ヲ為スモノニ付、可成的事情止ムヲ得サルモノヲ除クノ外ハ、断シテ他管人民ニ借地ヲ許サ、ルヲ良計ト認ム

ここで「他管人民」への言及があることから、「総代人」のなかに他地域の者がいたことが判明する。渡辺新作が「20余名」の者を引き連れて開墾に入ったこと、また先立つ次郎長開墾の事例を考慮するならば、開墾労働力の供給者たりうる外部の主体が入会採草地に入って開墾するパターンがあり、そうした請負人的存在と、実際の開墾者の重層的関係が存在していたことが、この上申書からはうかがえるのである。また、明治22（1889）年12月の「契約書」において、開墾人から入会採草地利用者に支払われる示談金が、「開墾人総代ニ於テ連帯負担」とされていたことをも想起する必要がある。昭和2（1927）年に農林省農務局がまとめた全国の開墾地移住状況の報告書には「富士山南面御料原野開墾地」の項があり、「移住者ノ多クハ他地方ヨリ来レル細民」との説明がある<sup>(68)</sup>。しかし、資力も地縁もない「他地方」の「細民」が単独で開墾に着手することは不可能であろう。開墾地は、個別開墾者によって水平的に構成されていたのではなく、こうした「細民」を傘下を持つ「総代」を中心として構成されていたのではあるまいか。

---

(67) 注（13）前掲史料。

(68) 農林省農務局編『開墾地移住経営事例』（1927年）、p.366。

## むすび

以上、本稿で明らかとなったことをまとめておこう。

第一に、近世段階においては入会採草地として利用されていた富士南麓の原野が、明治期に入ると開墾の対象となり、その可否をめぐる開墾者とそれ以外の住民のあいだでの、ときには暴力行使を伴う利害対立が発生していたことである。近世の村およびその連合体による入会採草地管理が、そのまま近代に連続したわけではない。

第二に、この開墾は法律上は「無断開墾」であったことである。官民有地区分の未確定ないし官有確定後の県庁の黙認姿勢のもと、「早い者勝ち」と形容されるような、所有権が判然としないがゆえの実力による土地の占取が行われた。こうした占取を行う開墾者にとっては、土地の所有が地元町村（近世村であれ行政町村であれ）に帰すことは、入会採草者の権利を開墾地の上に認めることを意味するため、望ましいことではなく、開墾者が個別に当局と契約を結ぶことが追求された。入会地の官民有地区分に関しては、単に国家と入会団体の二者関係でこれを理解することはできないのである。

第三に、近世段階で領主が利用を規制していたのは、入会採草地よりも標高の高い位置にある森林部分であり、入会採草地は入会村々の管理下にあった。したがって、領主的規制の弛緩をもって、明治期に開墾が進展したとすることはできない。

以上を要するに、明治前期の当該地域では近世村レベルでは統御不能な個別利害の噴出によって、近世の入会採草地が無秩序に開墾されていったのであり、近世来の村を、近代においても「コモンズ」の管理主体として無前提に想定するような理解は成り立たないといえよう。

ここで浮上するのは、それではなぜ明治期に突如として当該地域で近世的な入会採草地の秩序を破壊して開墾が進展するののかという問いである。多くの史料に指摘されているとおり、当該地域が三椏栽培の好適地であり、大隈財政下の好況が三椏栽培による利得の機会を提供したことが直接の要因であったことは間違いない。しかし、それだけであれば、近世期においても入会採草地を開墾し商品作物を栽培し、それによって利益を得ようとする主体は多かれ少なかれ出現したはずである。

この変化を単一の要因で説明するのは困難であるが、少なくとも近世・近代移行期の社会関係の流動化がこの開墾の進展を促進した側面は主張しうるのではないだろうか。開墾地が開墾地として成立するためには、耕地化への労働力の投入や、再生産が可能になるまでの資源の供給主体が必要であった。地域の外部の者も含め、そうしたことが可能である主体が、近世であれば村というメンバーシップの確立していた団体によって占有されてきた土地に入り込み、利得機会の利用をはかることを可能にした条件は、明治維新後の社会関係の流動化ではなかったか。

近世の村とは年貢村請の単位となる「村請制の村」であり、地租改正による村請制の解体は、村

という団体の性格を本質的に変化させる。村請制の解体は、村という団体に課せられていた強いられた共同性を一度解体する<sup>(69)</sup>。当該地域における開墾がいずれも明治10年前後に着手されることを想起するならば、地租改正を経ることによって、村請制の村にとって年貢納入の条件となっていた村単位の入会採草地<sup>(70)</sup>への規制が弛緩し、個別の主体の利害追求の可能な場に変化したことが、こうした開墾の急激な発生を可能にした条件なのではあるまいか。以上の見通しを仮説的に提示しておきたい<sup>(71)</sup>。

## 参 考 文 献

### 論文・書籍 (articles & books)

- 池田さなえ「品川弥二郎と御料地」『信濃』67-7, 2015年 [Ikeda, Sanae, “Sinagawa Yazirô to Goryôti,” *Sinano*, 67-7, 2015. (in Japanese)]
- 大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』日本経済評論社, 1994年 [Ôkama, Kunio, *Gyôseison no Sikkô Taisei to Syûraku*, Nihon Keizai Hyôronsha, 1994. (in Japanese)]
- 奥田晴樹『明治国家と近代的土地所有』同成社, 2007年 [Okuda, Haruki, *Meizi Kokka to Kindaiteki Toti Syoyû*, Dôseisha, 2007. (in Japanese)]
- 杉山伸也・山田泉「製糸業の発展と燃料問題」『社会経済史学』65-2, 1999年 [Sugiyama, Sin'ya and Izumi Yamada, “Seisigyô no Hatten to Nenryô Mondai,” *Syakai Keizaisigaku*, 65-2, 1999. (in Japanese)]
- 高橋敏『清水次郎長』岩波書店, 2010年 [Takahasi, Satosi, *Simizu no Zirotyô*, Iwanami Syoten, 2010. (in Japanese)]
- 田中淳一『清水次郎長(山本長五郎)の『次郎長開墾』の歩み』私家版, 2004年 [Tanaka, Jun'iti, *Simizu no Zirotyô (Yamamoto Tyôgorô) no “Zirotyô Kaikon” no Ayumi*, Sikaban, 2004. (in Japanese)]
- 椿真智子「近代日本における開拓地の地域的展開」『地理学評論』69A-11, 1996年 [Tubaki, Matiko, “Kindai Nihon ni okeru Kaitakuti no Tiikiteki Tenkai,” *Tirigaku Hyôron*, 69A-11, 1996. (in Japanese)]
- 中山正典『富士山は里山である』農山漁村文化協会, 2013年 [Nakayama, Masanori, *Huzisan wa Satoyama de aru*, Nôsangyoson Bunka Kyôkai, 2013. (in Japanese)]
- 西尾隆『日本森林行政史の研究』東京大学出版会, 1988年 [Nisio, Takasi, *Nihon Sinrin Gyôseisi no Kenkyû*, Tôkyô Daigaku Syuppankai, 1988. (in Japanese)]
- 丹羽邦夫「初期の飛騨国有林下戻運動について」『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和58年度), 1984年 [Niwa, Kunio, “Syoki no Hida Kokuyûrin Sagemodosi Undô ni tuite,” *Tokugawa Rinseisi Kenkyûjo Kenkyû Kiyô*, Syôwa 58 Nendo, 1984. (in Japanese)]
- 丹羽邦夫「飛騨国有林下戻運動の展開」『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和59年度), 1985年 [Niwa,

(69) 松沢裕作「日本近代村落論の課題」(『三田学会雑誌』108-4, 2016年)。

(70) 古島敏雄「入会採草地利用の封建的特質」(『古島敏雄著作集 第3巻 近世日本農業の構造』東京大学出版会, 1974年)。

(71) 当該地域に隣接する愛鷹山の官有地・御料地でも無断開墾事件は頻発する。この点については湯川郁子「愛鷹山開墾地紛議」考(『沼津市史研究』3, 1994年), 松沢裕作「明治中期の大字・行政村・町村組合」(庄司俊作編『年報村落社会研究 50 市町村合併と村の再編』農山漁村文化協会, 2014年)を参照。

- Kunio, “Hida Kokuyûrin Sagemodosi Undô no Tenkai,” *Tokugawa Rinseisi Kenkyûjo Kenkyû Kiyô*, Syôwa 59 Nendo, 1985. (in Japanese)]
- 丹羽邦夫「飛騨国有林下戻運動の結末」『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和60年度), 1986年 [Niwa, Kunio, “Hida Kokuyûrin Sagemodosi Undô no Ketumatu,” *Tokugawa Rinseisi Kenkyûjo Kenkyû Kiyô*, Syôwa 60 Nendo, 1986. (in Japanese)]
- 農林省農務局編『開墾地移住経営事例』, 1927年 [Nôrinshyô Nômukyoku, Hen, *Kaikonti Ijû Keiei Zirei*, 1927. (in Japanese)]
- 福田恵「近代日本における森林管理の形成過程」『社会学評論』55-2, 2004年 [Hukuda, Megumi, “Kindai Nihon ni okeru Sinrin Kanri no Keisei Katei,” *Syakaigaku Hyôron*, 55-2, 2004. (in Japanese)]
- 古島敏雄「入会採草地利用の封建的特質」『古島敏雄著作集 第3巻 近世日本農業の構造』東京大学出版会, 1974年 [Hurusima, Tosio, “Iriai Saisôti Riyô no Hôkenteki Tokusitu,” *Hurusima Tosio Tyosakusyû, Dai 3 Kan, Kinsei Nihon Nôgyô no Kôzô*, Tokyô Daigaku Syuppankai, 1974. (in Japanese)]
- 北條浩「御料林野紛争事件の一考察」『徳川林政史研究所研究紀要』(昭和44年度), 1970年 [Hôjô, Hiroshi, “Goryô Rin’ya Hunsô Ziken no Itikôsatu,” *Tokugawa Rinseisi Kenkyûjo Kenkyû Kiyô*, Syôwa 44 Nendo, 1970. (in Japanese)]
- 北條浩『村と入会の百年史』御茶の水書房, 1978年 [Hôjô, Hiroshi, *Mura to Iriai no Hyakunensi*, Otyanomizu Syobô, 1978. (in Japanese)]
- 北條浩『入会の法社会学』御茶の水書房, 2001年 [Hôjô, Hiroshi, *Iriai no Hôsyakaigaku*, Otyanomizu Syobô, 2001. (in Japanese)]
- 松沢裕作「明治中期の大字・行政村・町村組合」庄司俊作編『年報村落社会研究 50 市町村合併と村の再編』農山漁村文化協会, 2014年 [Matsuzawa Yusaku, “Meizi Tyûki no Ôaza・Gyôseison・Tyôson Kumiai,” *Syunsaku Syozi*, Hen, *Nenpô Sonraku Syakai Kenkyû 50 Sityôson Gappei to Mura no Saihen*, Nôsangyoson Bunka Kyôkai, 2014. (in Japanese)]
- 松沢裕作「日本近代村落論の課題」『三田学会雑誌』108-4, 2016年 [Matsuzawa Yusaku, “Nihon Kindai Sonrakuron no Kadai,” *Mita Gakkai Zasshi*, 108-4, 2016. (in Japanese)]
- 松波秀実『明治林業史要』大日本山会, 1919年 [Matunami, Hidemi, *Meizi Ringyô Siyô*, Dainihon Sanrinkai, 1919. (in Japanese)]
- 三保学「明治・大正期における地域共同体(コモンズ)の森林保全」『森林研究』72, 2000年 [Mitumata, Gaku, “Meizi・Taisyôki ni okeru Tiiki Kyôdôtai (commons) no Sinrin Hozen,” *Sinrin Kenkyû*, 72, 2000. (in Japanese)]
- 矢野健太郎「土地丈量からみる近世・近代の土地把握」荒武賢一郎・太田光俊・木下光生編『日本史学のフロンティア 2』法政大学出版局, 2015年 [Yano, Kentarô, “Toti Jôryô kara Miru Kinsei・Kindai no Toti Haaku,” *Ken’itirô Aratake, Mitutosi Ôta, Mituo Kinosita*, Hen, *Nihon Sigaku no Hurontia 2*, Hôsei Daigaku Syuppanyoku, 2015. (in Japanese)]
- 湯川郁子「『愛鷹山開墾地紛議』考」『沼津市史研究』3, 1994年 [Yukawa, Ikuko, “‘Asitakayama Kaikonti Hungi’ Kô,” *Numazusisi Kenkyû*, 3, 1994. (in Japanese)]

#### 資料等 (materials)

- 『大宮町誌』1930年 [Ômiyatyôsi, 1930. (in Japanese)]
- 『行政裁判所判決録』東京法学院, 1895年 [Gyôsei Saibansyo Hanketuroku, Tôkyô Hôgakuin, 1895. (in Japanese)]
- 「山林整理之義ニ付建議」「上書建白」, 東京大学史料編纂所所蔵, 4175-56 [“Sanrin Seiri no Gi nituki Kengi,” *Jôsyô Kenpaku, Tôkyô Daigaku Siryô Hensanzyo*, 4175-56. (in Japanese)]
- 『静岡県統計書』, 各年度 [Sizuokaken Tôkeisyô, Kakunedo. (in Japanese)]

- 『静岡県富士郡大淵村地籍御料地沿革誌』, 1938年 [*Sizuokaken Huzigun Ôbutimura Tiseki Goryôti Enkakusi*, 1938. (in Japanese)]
- 「借地継年度新墾地拝借願許可書」[「旧大淵村役場文書」, E-1, 富士市立中央図書館所蔵 [“Syakuti Keinendo Sinkonti Hairyônegai Kyokasyo,” Kyû Ôbutimura Yakuba Monjo, E-1, Huzisiritu Tyûô Tosyokan. (in Japanese)]]
- 「重要雑録」宮内公文書館所蔵, 13115 [“Jûyô Zatureku,” Kunai Kôbunshokan, 13115. (in Japanese)]
- 『日本歴史地名体系 第22巻』平凡社, 2000年 [*Nihon Rekisi Timei Taikai*, 22, Heibonsya, 2000. (in Japanese)]
- 「富士山南面裾野林野秣場関係書類綴」[「島田村・吉原宿組合文書」, E-1, 富士市立中央図書館所蔵 [“Huzisan Nanmen Susono Rin'ya Magusaba Kankei Syoruituzuri,” Simadamura・Yosiwara-juku Kumiai Monjo, E-1, Huzisiritu Tyûô Tosyokan. (in Japanese)]]
- 「富士裾野一件後日参考書類綴」宮内公文書館所蔵, 61615 [“Huzi Susono Ikken Gozitu Sankô Syoruituzuri,” Kunai Kôbunshokan, 61615. (in Japanese)]
- 『ふるさと大淵』大淵郷土史研究会, 2015年 [*Hurusato Ôbuti*, Ôbuti Kyôdosi Kenkyûkai, 2015. (in Japanese)]

**要旨:** 本稿は、明治中期の富士山南麓地域において、官有地・御料地が無断に開墾される事例を通じて、近代日本における村落社会のあり方の一端を明らかにすることを課題とする。対象とされた事例においては、社会の流動化に伴い、地域外の労働力供給者や、入会地隣接地域の住民が、市場動向に左右されながら利得機会を求めて開墾に乗りだし、村落が近世来の入会地を共同で維持する機能は明治前期に失われていたことが明らかとなった。

**キーワード:** 入会地, 開墾, コモンズ, 村落, 皇室財産